

職 発 0 6 3 0 第 4 号  
平成23年6月30日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

### 今夏の電力使用制限に伴う雇用調整助成金等の取扱いについて

平成23年7月1日より、東京電力株式会社管内においては同9月22日までの間、東北電力株式会社管内においては同9月9日までの間、大口需要家（契約電力500kw以上）については、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第27条による電気の使用制限の対象となり、電力の使用が制限され、原則、昨年の同期間における使用最大電力の値（1時間単位）を15%削減した値が使用電力の上限となることとされたところである。

また、小口需要家（契約電力500kw未満）については、同法第27条による電気の使用制限の対象とはならないものの、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合する形での具体的取組に関する自主的な計画を策定・公表し、使用電力の抑制に取り組むこととされたところである。

これを踏まえ、今後、東京電力株式会社及び東北電力株式会社管内の事業所の事業主（以下「電力使用制限地域事業主」という。）が雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）を利用する場合の取扱いについては、下記によることとするので、実施に遺漏なきようお願いする。

### 記

- 1 助成金は、雇用保険法第62条第1項第1号にいう経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に助成対象となり、それ以外のものについては助成対象としていないところである。

このため、大口需要家が電気事業法第27条による電気の使用制限に対応するために生産活動の縮減や営業時間の短縮を行ったことにより事業活動が縮小し

た場合や、小口需要家が政府の協力要請に応じて電力使用を抑制するために生産活動の縮減や営業時間の短縮を行ったことにより事業活動が縮小した場合は、経済上の理由によるものとは認められないことから、助成金の助成対象とはならない。

ただし、こうした事業所の事業主であっても、電力の使用制限や使用抑制への協力要請以外の経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、助成金の助成対象となる。

また、事業主の取引先が電力の使用制限や使用抑制への協力要請を受けたことにより事業活動が縮小し、それによって当該事業主の事業活動が縮小した場合等、電力使用抑制の影響が間接的なものについては、経済上の理由によるものと考えられることに留意すること。

- 2 電力使用制限地域事業主の助成金に係る事務手続きについては、事業活動の状況を確認する際に、上記の電力使用制限期間中の指標を用いる場合に限り、平成23年5月2日付け職発0502第3号「雇用安定事業の実施等について」の別紙1「雇用調整助成金支給要領」及び別紙9「中小企業緊急雇用安定助成金支給要領」（以下「支給要領」という。）0700第4項中「「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」（様式第1号（2）及び様式第2号（2））」を「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（電力制限地域事業主用）」（様式第97号及び第97号－2。以下「電力制限申出書」という。）」と、0802第2項及び0804中「申出書」を「電力制限申出書」と読み替え、電力制限申出書については別添1を使用すること。